

国民年金保険料は前納するとお得です

国民年金保険料は、申請して前納すると、納付忘れを防げるだけでなく、納付額が割り引きになります。

納付には現金、口座振替、クレジットカードが利用でき、6か月、1年度、2年度分が前納できます。

口座振替の2年前納は2年間で1万5760円割り引かれます（平成31年度・令和2年度保険料の場合）。口座振替は、現金、クレジットカード納付の場合に比べさらに

得です。割引額は左の表でご確認ください。

● 申し込みはいつまで？

口座振替、クレジットカード納付で4月から前納する場合は、2月末が締切です（10月からの6か月前納を希望の場合、締め切りは8月末）。詳細は左記へお問い合わせください。

〔詳細〕国保年金課年金担当
381-1028
新さっぽろ年金事務所
国保年金課 ☎ 892-9316

納付方法による保険料額の違い（平成31年度）		
年間支払額 19万6,920円 (毎月納付の場合。平成31年度月額1万6,410円)		
納付方法	現金・クレジット納付	口座振替納付
当月末振替 (早割)	取り扱いなし ※割引のない翌月末振替は可能	年間支払額 19万6,320円 年間 600円割引
6か月前納 (※1)	年間支払額 19万5,320円 年間 1,600円割引	年間支払額 19万4,680円 年間 2,240円割引
1年前納	年間支払額 19万3,420円 年間 3,500円割引	年間支払額 19万2,790円 年間 4,130円割引
2年前納 (※2)	年間支払額 38万880円 2年間で 14,520円割引	年間支払額 37万9,640円 2年間で 15,760円割引

(※1) 4～9月分と10月～翌3月分をそれぞれ前納した場合
(※2) 平成31年度と令和2年度の保険料額の合計

各納付方法の前納ができる期間と申請に必要なもの

現金納付

前納ができる期間：任意の月から翌年度末分まで
最長で4月から翌々年3月までの2年分
申請に必要なもの：年金手帳

口座振替（4月末に口座から振替られます）※2月末申込締切

前納ができる期間：4月分から最長で翌々年3月分まで
申請に必要なもの：年金手帳、預金通帳、通帳届け出印

クレジットカード納付（4月末にクレジット会社により立替納付されます）※2月末申込締切

前納ができる期間：4月分から最長で翌々年3月分まで
申請に必要なもの：年金手帳、クレジットカード

各納付方法の手続きには年金手帳が必要です！



お忘れなく！税の申告

詳しくは、広報えべつ1月号4～6ページをご覧ください。
〔詳細〕市民税課市民税係 ☎ 381-1012

確定申告と住民税申告の受付会場と日程

会場	日程	受付（開場8:45）	受け付けする申告
江別市民会館 21号室	2月6日(木)～3月16日(月) 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く	9:00～11:30 13:00～16:00 3月16日(月)は15:00まで※1	● 住民税申告 ● 確定申告の一部※2
大麻集会所 (市役所大麻出張所2階)	2月3日(月)・2月4日(火) 来場者が多い場合は、途中で受け付けを終了することがあります。	9:30～11:30 13:00～16:00	● 住民税申告 確定申告は受け付けできません

※1 確定申告は3月16日(月)までです。それ以降は市役所では受け付けできませんので、札幌東税務署(☎897-6111)へご相談ください
※2 給与収入、年金収入などの雑収入がある方の還付申告を受け付けます